

学生団体を設立しようとする方へ

学生部学生生活課

学生団体を設立しようとするときには、以下の点について十分検討したうえで申請してください。
なお、申請の際には、活動内容について職員からいくつか確認させていただきますので、ご了解ください。

1. 類似団体の有無について

活動内容が類似する団体の有無について、事前に十分確認しているか。
類似団体があっても設立したい場合、活動内容の差別化が図られているか。

2. これまでの個人や有志での活動について

学生団体として公認されるまでの活動期間について規則はないが、円滑な活動や継続のため、個人や有志として少なくとも半年以上の活動をしていることが望ましい。

3. 構成員数について

構成員数の下限について規則はないが、組織として活動するために、少なくとも5人以上の構成員がいることが望ましい。

また、学群3,4年生の構成員が多いと、団体を継続できる見込みが薄いため、下の学年にもバランスよく構成員がいることが望ましい。

4. 長期的活動が可能かどうか

団体を設立する時には活発であっても、次年度の団体継続申請に至らないケースが多々見受けられる。
組織化することについて、構成員全員(特に次期の代)の共通理解が得られているか。
団体内での認識は統一されているか。

5. 顧問教員の依頼について

顧問教員は、設立しようとする団体の活動内容を十分に理解し、団体の活動に責任を持ってくれる常勤の教員に依頼すること。

代表責任者となる学生のクラス担任や指導教員に顧問を依頼することは、代表責任者が変わったときに疎遠になりがちであるので、安易に依頼することは好ましくない。

今後活動をするうえで、何かと顧問教員の署名(自筆)が必要になることから、活動内容を理解し、常に連絡がとれるような先生にお願いすること。

6. 学生団体とすることの意味は何か

大学は、個人や有志での活動を制限するものではないので、学生団体でなくとも活動は可能である。そのことを踏まえた上で学生団体としたい理由は何か？

(体育施設の利用が目的であるなら、一般学生団体の入る余地は殆ど無いのが現状。)